

申請に対する処分の審査基準・標準処理期間

許認可等の内容		手数料の減免
根拠法令及び条項		
所管部課係名		まちづくり未来部建築審査課建築審査係
審	関係条項	<p>新座市建築基準法等関係手数料条例施行規則第2条</p> <p>次の各号のいずれかに該当する建築物に係る確認申請又は計画通知手数料、完了検査手数料、中間検査手数料並びに長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料並びに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料のうち建築基準関係規定適合審査に伴い加算する額については、条例で定める手数料相当額の2分の1に相当する額を減額する。ただし、構造計算適合性判定の実施の申出を伴う建築物について加算する額にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 学校教育法(昭和22年法律第26号)第1条に規定する学校又は公営住宅法(昭和26年法律第193号)第2条第2号に規定する公営住宅の用に供する建築物</p> <p>(2) 地方公共団体が公用又は公共用に供する建築物</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建築物</p>
査		<p>2 次の各号のいずれかに該当する建築物に係る確認申請又は計画通知手数料、完了検査手数料、中間検査手数料、既存建築物の移転に対する制限の緩和に係る認定申請手数料並びに長期優良住宅建築等計画認定申請手数料及び長期優良住宅建築等計画変更認定申請手数料、低炭素建築物新築等計画認定申請手数料及び低炭素建築物新築等計画変更認定申請手数料並びに建築物エネルギー消費性能向上計画認定申請手数料及び建築物エネルギー消費性能向上計画変更認定申請手数料のうち建築基準関係規定適合審査に伴い加算する額は、免除する。ただし、構造計算適合性判定の実施の申出を伴う建築物について加算する額にあっては、この限りでない。</p> <p>(1) 災害による滅失又はき損のため1年以内に建築する建築物</p> <p>(2) 都市計画法(昭和43年法律第100号)に基づく都市計画事業、土地区画整理法(昭和29年法律第119号)に基づく土地区画整理事業又は国若しくは地方公共団体の行う道路若しくは河川工事のため、新築し、増築し、改築し、又は移転しなければなら</p>
基		
準		

		<p>ない建築物</p> <p>(3) 前2号に掲げるもののほか、市長が特に必要と認める建築物</p> <p>3 前2項の規定は、建築設備及び工作物について準用する。</p>
	<p>基準</p> <p>(未設定の場合はその理由)</p>	<p>≪第2条第1項第3号及び同条第2項第3号に関して≫</p> <p>未設定</p> <p>(個々の事象に応じて、個別判断をせざるを得ないものであり、具体化することが困難なため)</p>
	参 考 事 項	
	設定等年月日	年 月 日設定 (年 月 日最終変更)
標準 間 処 理 期	標準処理期間 (未設定の場合はその理由)	総日数 7日
	設定等年月日	令和2年4月1日設定 (年 月 日最終変更)